

6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示（預入金額300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の3段階で金額階層別金利を設定）利率に、0.50%を上乗せした利率を満期日まで適用します。（固定金利）ただし金融情勢によっては、上乗せ利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
(4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優（非課税）の取扱いを受けることができます。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用されます。（保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	—
11. 権利行使上の制限・中途解約の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	—
13. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨）により計算した利息とともに払戻します。 預入期間6ヶ月未満…解約日における普通預金利率
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預入者が相続人でない、相続財産を引き継いでいない（放棄している）場合や、相続手続きが完了していない場合（調停等が係属中の場合など）は預入ができません。 ・ 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。 ・ 総合口座でのお取扱いはできません。
15. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】info@shizuokachuo - bank. co. ip ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】午前9時～午後5時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）